監査結果の概要	措置内容	措置状況
〇 指 摘 事 項		
ア積算		
(ア) 大型建設機械の組立・分解費用の計上を適	設計変更時に当該工種を追加し	措置済
正に行うべきもの	た際、建設機械の規格を誤って条件	
本工事は、兵庫区にある第一平野橋と第三	設定してしまったものであり、担当	
平野橋の2橋を、老朽化に伴い架け替えを行	者による積算結果の確認不足およ	
うものである。	び照査担当者のチェック不足が原	
土木工事では、大重量の橋梁を架け替える	因であった。	
際に大型建設機械を用いるが、その組立・分解	今後は、積算にあたっては、こう	
に要する費用は積算基準等に基づき計上して	した確認漏れをなくすため、改めて	
いる。	積算チェックの重要性について周	
当初設計では、1回の組立・分解で2橋の架	知徹底し、十分な確認・照査を心が	
け替えを行う事としていたが、現場内で大型	ける。	
建設機械を移動させて1橋ごとに、組立・分解	具体的な再発防止に向けた取り	
する必要が生じた。	組みとしては、今回の指摘事項につ	
そこで、設計変更により、現場内移動に伴う	いて、令和6年1月26日に事務所	
大型建設機械の組立・分解に要する費用の追	内の係会議及び電子メールにて改	
加計上を行ったが、その際、建設機械の規格選	めて積算担当者に積算チェックリ	
択を誤り、過大となっていた。	ストの活用と、複数職員によるダブ	
設計変更における積算は、工事の契約額に	ルチェックを行うよう周知徹底し	
直接影響するものであるため、本工事の積算	た。また、今後は照査時において、	
について十分な検証を行うとともに、再発防	条件選択についてより正確に参照	
止に向けて、積算チェックリストの活用、複数	できるよう、入力データー覧表を出	
職員によるダブルチェックの充実等により、	力し、照査資料に添付するようにす	
適正な積算を徹底すべきである。	る。	
	また、令和6年4月16日付け建	
(建設局道路工務課)	道工第 54 号で、各建設事務所宛に	
[No.7 第一平野橋・第三平野橋架替工事]	指摘内容について報告し、今後同様	
	のミスを起こさないよう周知した。	

監査結果の概要	措置内容	措置状況
〇 指 摘 事 項		
ア積算		
(イ) 鉛蓄電池の単価を適正に算定すべきもの	当該指摘部分は、職員が誤った設	措置済
本工事は、中央区における市役所本庁舎の	置費を計上し、その後内訳明細書の	
(仮称)連絡ロビー・エネルギー施設建設に伴	チェックの際、担当者、係長及び担	
う電気設備工事である。	当課長が誤りに気づくことができ	
電気設備工事の単価の多くは、材料費と積	なかったことが原因である。	
算基準により算出した設置費から構成され	再発防止のため、令和6年2月	
ప .	21 日の課内会議において当該指摘	
本工事では、受変電設備の制御及び操作用	内容を報告し、職種を問わず積算業	
の直流電源装置に内蔵される鉛蓄電池の単価	務に携わる全職員に対して、複数職	
において、不要な設置費が計上されていたた	員による確認の重要性を再認識し	
め、過大となっていた。	てもらうよう周知した。	
積算は、工事の予定価格に影響するもので	また、3月4日には、課内の積算	
あるため、本工事の積算について十分な検証	に携わる建築及び設備の全職員で	
を行うとともに、再発防止に向けて、積算チェ	実施した研修において、建設局技術	
ックリストの活用、複数職員によるダブルチ	管理課が発行する「設計図書照査の	
エックの充実等により、適正な積算を徹底す	手引き」を活用した上で、詳しく理	
べきである。	解を深めるとともに、積算業務にあ	
	たって細心の注意を払うよう周知	
(都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再	徹底を図った。	
整備課)	さらに、従前より運用中の「設計・	
[No.31 (仮称)連絡ロビー・エネルギー施設他	積算チェックリスト」に、直流電源	
電気設備工事]	装置の設置費用に関わる項目を追	
	加し、3月より運用を開始した。	
	なお、当該工事については、施工	
	中であるため、設計変更契約の中	
	で、適正な積算額に是正した。	

令和5年度第2期工事定期監査及び出資団体工事監査(監査対象:建築住宅局)

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
修工事]		

監査結果の概要	措置内容	措置状況
ウ 施 工		
(ア) 高所での墜落防止措置を適正に行うべきも		
Ø		
高所作業において、墜落防止に必要な安全措		
置が取られていなかったという以下のような		
法令違反が認められた。これらは工事関係者の		
人命にも関わる重要な項目である。		
発注者は請負人より提出される施工計画書		
を基に、発注者と請負人双方が事前に作業内		
容の確認を行うとともに、法令を遵守し、不安		
全状態を無くすよう指導を行うべきである。		
A 高所作業車を使用する際の安全対策を適正	電線共同溝整備工事に影響のあ	措置済
に行うべきもの	る街路樹の撤去作業において、高所	
本工事は、緊急輸送路である長田楠日尾線	作業車の作業床上で要求性能墜落	
において、電線共同溝を整備するものである。	制止用器具を使用していなかった。	
「労働安全衛生規則」では、高所作業車を用	これは、当該作業に係る下請け業者	
いて作業を行う場合、高所作業車の作業床上	が高所作業車使用時の安全措置に	
の労働者は、要求性能墜落制止用器具等を使	ついての認識が不十分であったこ	
用しなければならないとされている。	とと、請負人においても施工状況の	
本工事では、工事に影響のある街路樹の撤	把握が不十分であったことにより、	
去作業を、高所作業車を用いて行っているが、	適切なタイミングで行うべき現場	
要求性能墜落制止用器具を使用しておらず、	確認をできていなかったことが原	
墜落の危険性がある状態であった。	因である。	
	再発防止の取り組みとして、事案	
(建設局道路工務課)	把握後の令和6年1月5日に「労	
[No.6 長田楠日尾線(下沢通)電線共同溝整備工	働安全衛生規則に定められた高所	
事 (その4)]	作業車使用時の安全措置」について	
	徹底するよう文書にて請負人に通	
	知した。また、指摘事項について令	
	和6年1月17日に事務所内の係会	
	議で周知し、2月26日に工事を担	
	当する職員に対して施工計画に記	
	載された作業手順が各現場で適切	
	に行われているかの確認を行うよ	
	う周知した。	
	また、令和6年4月16日付け建	
	道工第 54 号で、各建設事務所宛に	

監査結果の概要	措置内容	措置状況
	指摘内容について報告し、今後同様 の行為が生じないよう周知した。	
B つり足場上での作業を適正に行うべきもの本工事は、垂水区にある神明大橋の補修及び補強を行うものである。 「労働安全衛生規則」では、つり足場の上で、脚立、はしご等を用いて労働者に作業させてはならないとされている。 本工事では、橋梁の補修及び補強の作業を行うために必要な作業床を確保するため、つり足場を設けているが、つり足場の上で禁止されている脚立等を用いた作業を行っていた。 (建設局道路工務課) [No.13 神明大橋補修補強工事]	これは、現場条件から、橋梁端部において、資機材の搬入や沓座の点検・補修の必要性から、その他の支間中央部に比べて比較的クリアランスを確保した吊り足場設置状況の中での作業であったため、安全に野田であった。 今後は、吊り足場を伴う工事について、施工計画を打合せする際に、請負業者とともに安全管理について、施工計画を打合せする。また、再発防止の取組として、令和6年2月21日の工事係長会、に対して、令和6年2月22日の所属の係会において、当該事案の情報共有とともに安全に作業のできる樹脂製作業のに、プラップキューブ)等の資機材の紹介を実施した。	措置済
	また、令和6年4月16日付け建 道工第54号で、各建設事務所宛に 指摘内容について報告し、今後同様 の行為が生じないよう周知した。	
C 屋上作業での墜落防止措置を適正に行うべきもの 本工事は、兵庫区にある雨水ポンプ場の電気設備を更新するものである。 「労働安全衛生規則」では、高さ2m以上の箇所で作業を行う場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止す	2 m以上の高所作業において、労働安全衛生規則で定められている 墜落防止に必要な安全措置がとれていなかった。 ポンプ場屋上での作業であり、請負人の事前確認及び計画、準備が不十分であったことが原因である。 再発防止に向け、令和6年2月 22 日に当該センター内会議にて設備管理に携わる係員に対し、本事案	措置済

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
るための措置を講じなければならいとされて	に関わる高所作業時安全講習を実	
いる。	施し、高所作業時に必要な安全対策	
本工事では、ポンプ場の屋上端部に設置さ	の確認及び、作業前に施工計画書を	
れている雨量計を交換する際、高さが2m以上	十分確認し必要な措置をとるなど、	
の箇所で行う作業でありながら、足場を組み	現場の安全確保を徹底するよう周	
立てる等の方法による作業床や防網は設置さ	知した。	
れていない状態であった。	当該工事の請負人に対しては、令	
この場合には、作業員に要求性能墜落制止	和6年3月5日に安全管理の徹底	
用器具を使用させる等、墜落による労働者の	と作業員の安全意識の向上を図る	
危険を防止するための措置を講じなければな	よう指導を行った。また、その他の	
らない。	工事の請負人に対しても、監督員を	
しかし、請負人は安全作業責任者による常	通じて安全管理の徹底を図るよう	
時監視と注意喚起は行ったものの、作業場に	周知した。	
親綱を張り、作業員に要求性能墜落制止用器	令和6年3月7日に実施された	
具を使用させるといった基本的な安全措置を	下水道部及び各水環境センターに	
講じておらず、法令違反状態であった。	所属する機械・電気の係長級で構成	
	される「施設部会」において、指摘	
(建設局中央水環境センター施設課)	内容の説明をし、高所での墜落防止	
[No.38 湊川ポンプ場雨水ポンプ電気設備工事]	措置について周知徹底した。	

監査結果の概要	措置内容	措置状況
〇 指 摘 事 項		
ウ 施 工		
(ア) 高所での墜落防止措置を適正に行うべきも		
σ		
高所作業において、墜落防止に必要な安全措		
置が取られていなかったという以下のような		
法令違反が認められた。これらは工事関係者の		
人命にも関わる重要な項目である。		
発注者は請負人より提出される施工計画書		
を基に、発注者と請負人双方が事前に作業内		
容の確認を行うとともに、法令を遵守し、不安		
全状態を無くすよう指導を行うべきである。		
D 高所での墜落防止措置を適正に行うべきも	工事現場における元請け業者と	措置済
\mathcal{O}	下請け業者との高所作業の安全対	
本工事は、西区にある神戸市外国語大学の	策についての認識が不十分だった	
給排水管等を更新するものである。	こと、事前準備の連携ミスがあった	
「労働安全衛生規則」では、高さ2m以上の	ことにより、安易に墜落制止用器具	
箇所で作業を行う場合において、墜落により	を使用せずに作業を行ったことが	
労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ、作	原因である。	
業床を設けることが困難なときは、防網を張	この塗装工事については工事途	
り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用	中に新たに不良箇所が発見され、追	
させる等、墜落による労働者の危険を防止す	加で発注したことから、この下請け	
るための措置を講じなければならいとされて	業者はこの日が工事現場への新規	
いる。	入場者であった。新規入場者に対し	
本工事のなかで、大学内個人研究棟の屋上	ては朝礼等で工事責任者が安全対	
に設置されている高架水槽天板の塗装を補修	策について指導しますが、この新規	
する作業を行ったが、作業場所の高さが2m以	入場者教育が不十分だったことも	
上でありながら、足場を組み立てる等の方法	原因と考えられる。	
による作業床や防網は設置されていない状態	今後は,このようなことがないよ	
であった。	う, 細心の注意を払って高所作業	
この場合には、作業員に要求性能墜落制止	における墜落防止措置の徹底を図	
用器具を使用させる等、墜落による労働者の	るように、ご指摘後の1月9日に委	
危険を防止するための措置を講じなければな	託監督員の設計事務所と請負業者	
らない。	に対し指摘内容を通知し、事実関係	
しかし、請負人は保護具の着用をしなけれ	や要因について確認するとともに、	
ばならない認識はあったにもかかわらず、作	重大性を共有し再発防止を指示し	
	7	ı

た。

業場所に親綱を張り、作業員に要求性能墜落

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
制止用器具を使用させるといった基本的な安	発注者、委託監督員としても工事	
全措置を講じておらず、法令違反状態で、高架	開始時の注意事項や工事の施工計	
水槽天板上や屋上部の躯体梁部上で作業を行	画書で、これまで以上に高所作業等	
っていた。	の安全対策について指導、注意喚起	
本工事は工事の設計監理を外部委託してい	を行う。	
るが、発注者は請負人だけではなく、設計監理	工事半ばでの安全指導について	
者を含めたすべての関係者が法令を遵守し、	も、毎週業者から提出を受ける週間	
不安全状態を無くすよう指導を行うべきであ	工程表に高所作業を明記すること	
る。	により、発注者、委託監督員、請負	
	業者で危険防止措置を事前に認識	
(神戸市公立大学法人 神戸市外国語大学)	し、工事期間中の継続的な安全対策	
[No.71 屋外給水管更新工事・学生会館給排水	の徹底を図る様「工事に関する大学	
管更新工事]	からの連絡事項」に追記し、工事契	
	約時に請負業者等への周知を行う	
	こととした。	

監査結果の概要	措 置 内 容	措置状況
○ 意 見 ア 設 計 ロータリー及び駐輪場の安全な利用確保について 本工事は、垂水駅北側において、ロータリーの新設に併せその上部に既存原付定期専用駐輪場の建て替えを行うものである。 駐輪場は原付専用、定期専用であるため、自転車利用者、臨時利用者は対象外であることを周知し、円滑な施設利用を確立することが必要である。また、駐輪場利用者とロータリー利を通行するため交通が錯綜することが懸念されるととに、バス等周辺の円滑な交通の確保も求められる。 利用案内表示については、ロータリーの奥にあるため目立たず、それ以外には表示が無く、分かりにくい状態である。また、利用者への誘導案内や規制表示も不十分である。設計段階から地域の実情を把握したうえで、機能する方法を十分に検討することが重要であり、今後とも施設の安全な利用確保に努められたい。 (建築住宅局建築課) [No.47 (仮称)垂水駅前立体駐輪場(西D)・ロータリー整備工事]	ロータリー及び駐輪場の安全を行った。 まず、円滑な施設利用のために以下のかけれる。 まず、円滑な施設利用のために以下のかけれる。 まず、といるでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一のでは、一の	措置済